

第百十四号議案

東京都立芝浦屠場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立芝浦屠場条例の一部を改正する条例

東京都立芝浦屠場条例（昭和三十九年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百八」を「百分の百十」に、「同款の各項に定めるところにより普通と畜のと畜使用料の額」を「同部一の款に定める額（頭数を乗じる前の額をいう。）に百分の百十を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に、「をいう」を「に頭数を乗じて得た額をいう」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（提案理由）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）等の施行に伴い、使用料の上限額に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。